

武蔵野市国民保護計画の変更について

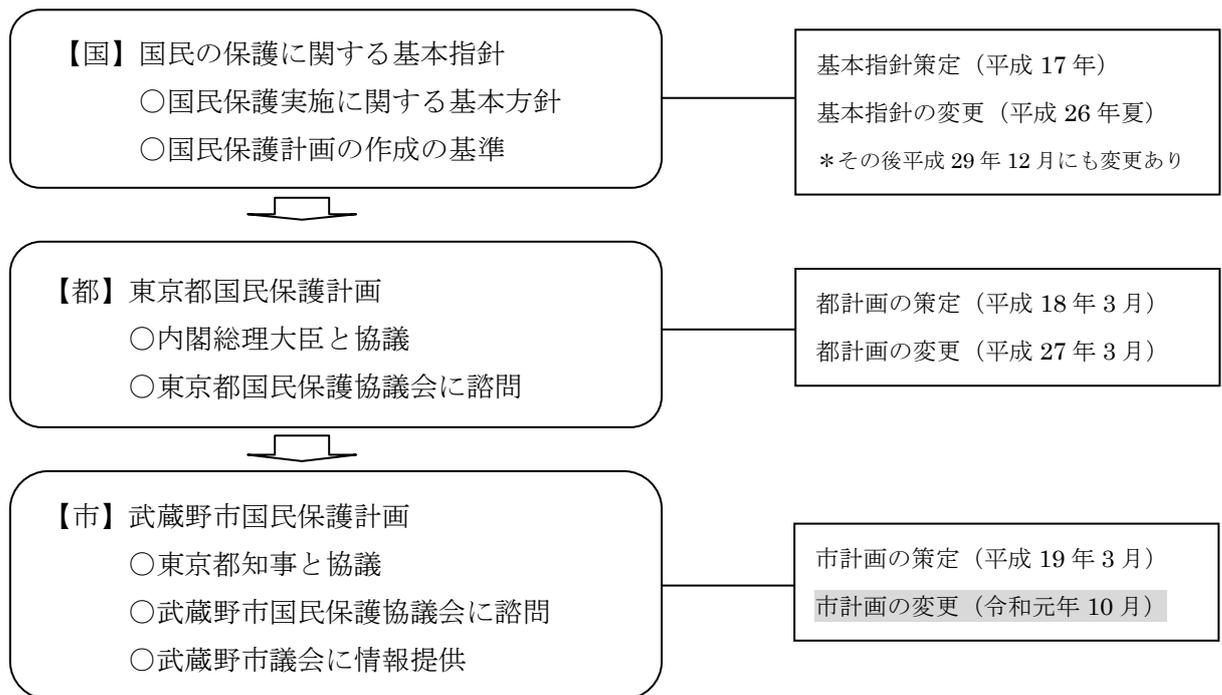
1 概要

武蔵野市では、武力攻撃や大規模テロ等の事態が発生した際に、国、東京都等と連携・協力して、市民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を実施し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、武蔵野市国民保護計画を平成 19 年に策定しています。

計画策定後 12 年が経過し状況が変化していること、国の基本指針を反映させること、また東京都が東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等への危機管理の視点を踏まえ東京都国民保護計画を変更したこと等へ対応し、より一層国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、計画を変更します。

2 国民保護計画の体系について

国民保護計画は、国民保護法、「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）により、市が策定するものと規定されている。



3 計画の主な変更点

- (1) 国の定める「国民の保護に関する基本指針」および「東京都国民保護計画」変更等に伴うもの
 - ア 「緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)」や「全国瞬時警報システム (J-ALERT)」の活用を追記
 - イ 安否情報の収集、報告、提供に「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の活用を追記
- (2) 市の組織改正等に伴う変更および表記の修正
- (3) 統計数値等の時点修正

資料1

(参考) 主な変更箇所

頁・行等	修正案文	理由
27 頁 2 (4)	市は、・・・について、 <u>都国民保護計画第 8 章第 1 節第 4 項における役割分担を基本とする。主な国民保護措置における役割分担は下表のとおり。</u>	都国民保護計画の改訂により、役割分担の明示
31 頁 第 3	(本文の追加) <u>国、都、市出先機関、武蔵野警察署、武蔵野消防署、ライフライン機関の各防災機関及び他市区町村との通信連絡には、防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。(①～④省略)</u> <u>また、市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。</u>	都国民保護計画との整合
34 頁 (2)の次に追加	(3) <u>全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」という。)の運用</u>	J-ALERTの整備に伴う追加
65 頁 (7)	(7) <u>現地調整所の設置伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を市対策本部に対して迅速に報告するものとする。</u>	「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について(平成 19 年 4 月 9 日内閣官房)」との整合
75 頁 2 (1)ア	<u>原則として J-ALERT による自動起動により、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを・・・</u>	J-ALERT の整備
95 頁 2	市は、都への報告に当たっては、原則として、「 <u>武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム</u> 」(以下「 <u>安否情報システム</u> 」という。)への入力で行い、 <u>安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第 3 号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	安否情報システムの運用を明記 都国民保護計画との整合